

第17回定時株主総会 招集ご通知

日時 2023年10月27日(金曜日)
午前10時30分(受付開始:午前10時)

場所 ホテル日航立川 東京
中宴会場コンチネンタル
東京都立川市錦町1丁目12-1

議案 第1号議案 資本金の額の減少の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)3名選任の件

証券コード 7110
2023年10月12日
(電子提供措置の開始日 2023年10月5日)

株 主 各 位

東京都国立市東一丁目16番地17
株式会社クラシコム
代表取締役社長 青木 耕平

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第17回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://kurashi.com/ir/library/meeting>



【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名 (会社名)」に「クラシコム」又は「コード」に当社証券コード「7110」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2023年10月26日(木曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年10月27日（金曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都立川市錦町1丁目12-1 ホテル日航立川 東京 中宴会場コンチネンタル
3. 目的事項
報告事項 第17期（2022年8月1日から2023年7月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 資本金の額の減少の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件
4. その他招集にあたっての決定事項
 - (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
 - (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - (3) インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネット等による方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。
 - ◎会社法改正により株主総会資料の電子提供制度が施行されたことに伴い、株主総会資料を当社ウェブサイト等に掲載して提供しております。電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎書面交付請求されていない株主様には、本招集ご通知及び株主総会参考書類をご送付しております。
 - ◎書面交付請求された株主様には、電子提供措置事項記載書面をご送付しております。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2023年10月26日（木曜日）
午後6時00分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2023年10月26日（木曜日）
午後6時00分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

パソコン等によるご行使

行使期限

2023年10月26日（木曜日）
午後6時00分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2023年10月27日（金曜日）
午前10時30分
（受付開始 午前10時）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) インターネット等（「スマート行使」を含む。）と書面により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

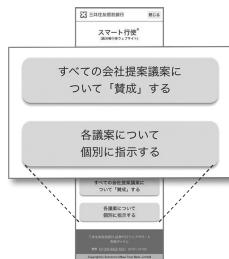
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

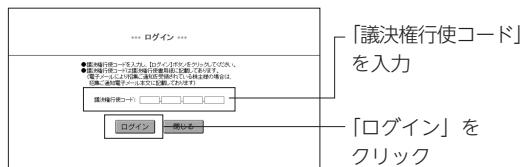
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へ進む」をクリック

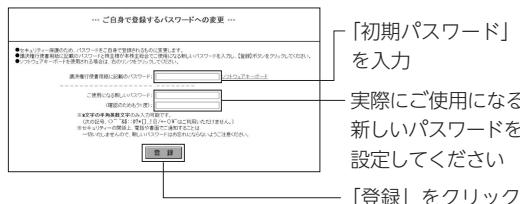
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金の額の減少の件

1. 資本金の額の減少の理由

当社は、資本政策・株主還元の柔軟性を確保することを目的とし、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。なお、本件は発行済株式総数は変更せず、資本金の額のみ減少いたします。株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

当社の資本金の額432,841,280円のうち332,841,280円を減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行いません。資本金の額のみを減少し、減少する資本金の額332,841,280円をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本金の額の減少の効力発生日

資本金の額の減少の効力発生日は、債権者異議申述期間後の2023年12月15日（予定）といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会）の開催が可能となりました。このような法改正を受け、当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、現行定款第11条の変更を行うものであります。

なお、本議案の上程にあたり、当社は経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集) 第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。	(招集) 第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
(新設)	② <u>当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会における戦略的かつ機動的な意思決定の実現及び監督機能の強化を図るため1名減員し、取締役（監査等委員であるものを除く。）3名の選任をお願いいたしますと存じます。監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価した上で、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		現在の当社における地位、担当
1	青木 耕平	再任	代表取締役社長
2	佐藤 友子	再任	取締役ECメディア部部长
3	山口 揚平	再任	取締役コーポレートプラットフォーム部部长

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
-------	--------------	--------------------	---------------------

1

再任

あおき こうへい
青木 耕平
(1972年8月8日生)

2002年9月 (株)ジャパンエレベーターサービス (現ジャパンエレベーターサービスホールディングス(株)) 入社
2005年11月 (株)日本リフツエンジニアリング入社
2006年2月 エレベーターコミュニケーションズ(株)共同創業者兼取締役
2006年9月 当社設立代表取締役社長 (現任)
2023年3月 (株)ミラティブ取締役 (現任)

4,047,000株

【取締役候補者とした理由】

2006年に当社の代表取締役に就任して以降、高い戦略性と強いリーダーシップをもって経営の指揮を執ってまいりました。その豊富な経験・見識により当社全体の企業価値の向上に貢献してまいりました。これまでの実績を踏まえて、さらなる当社の企業価値の向上、成長と発展に貢献することが期待できると考え、取締役候補者いたしました。

2

再任

さとう ともこ
佐藤 友子
(1975年12月31日生)

2006年9月 当社取締役
2020年11月 当社取締役ECメディア部部长 (現任)

885,000株

【取締役候補者とした理由】

2006年に当社の取締役に就任して以降、当社の事業拡大と業績成長の中心的役割を担っており、豊富な経験・実績・見識を活かすことにより、当社の企業価値の向上に貢献してまいりました。これまでの実績を踏まえて、その見識等を引き続き経営に活かすことにより、さらなる当社の企業価値の向上、成長と発展に貢献することが期待できると考え、取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	やまぐち ようへい 山口 揚平 (1981年4月3日生)	2004年4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所	0株
		2011年12月 日産ライトトラック(株)（現(株)日産オートモーティブテクノロジー）入社	
		2015年1月 山口揚平公認会計士事務所設立 所長（現任）	
		2015年5月 BASE(株)監査役（現任）	
		2017年5月 (株)リンクフォースマイル取締役（現任）	
		2018年7月 当社監査役	
		2020年10月 当社取締役（監査等委員）	
再任		2022年10月 当社取締役コーポレートプラットフォーム部長（現任）	

【取締役候補者とした理由】

公認会計士、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、就任以来、財務面から当社の持続的成長と企業価値向上に貢献してまいりました。

これまでの実績を踏まえて、その見識等を引き続き経営に活かすことにより、さらなる当社の企業価値の向上、成長と発展に貢献することが期待できると考え、取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 青木耕平氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 当社は、各候補者との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。補償の要否及びその範囲等について、職務の適正性が損なわれないようにするための措置として取締役会が判断を行うこととしております。各候補者が再任された場合、当社は各候補者との間の当該補償契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(2022年8月1日から
2023年7月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社は「フィットする暮らし、つくろう。」をミッションとして掲げております。このミッションは、当社の持つ世界観に共感する人たちのWell-beingを実現することを意味しております。当社は、Well-beingに欠かせない価値観の一つとして「自分の生き方を自分らしいと感じ、満足できること」＝「フィットする暮らし」が重要だと考えております。当社は事業活動を通じて多くの人の「フィットする暮らし」づくりに貢献し、Well-beingな人が大勢いる「心地よい社会」の実現の一助になることを目指しております。

当社の運営する「北欧、暮らしの道具店」は、以下の2つのドメインにて構成されていません。

① D2Cドメイン

「北欧、暮らしの道具店」の提供している世界観に共感するユーザーに対し、暮らしにフィットする商品を販売しております。当社とユーザーの間にはECモールやECプラットフォームが介在しておらず、自社サイトを通じて直接商品を提供しております。また、「北欧、暮らしの道具店」のライフカルチャーを表現する記事や動画等のコンテンツを、自社サイトやSNS等の多様なチャネルから配信するコンテンツパブリッシャーとしての側面も有しています。

取扱商品は、キッチン、インテリア雑貨、アパレルが主力であり、自社企画のオリジナル商品が売上の約半分を占めております。

② ブランドソリューションドメイン

「北欧、暮らしの道具店」の強いブランドとコアな顧客基盤に加え、D2Cドメインのコンテンツパブリッシングで培った高い企画制作能力を活用し、クライアント企業のブランディング上の課題に対する総合的なマーケティング・ソリューションを提供する、ブランディングエージェンシーとしての事業ドメインです。

ナショナルブランドを中心に、多くのブランドを継続的に支援しています。

当事業年度は、国内の社会経済活動の正常化が進み財とサービスの消費の偏りは解消してきているものの、物価上昇が続いていることから、毎月勤労統計調査によると実質賃金はマイナスが続いており、家計調査（二人以上の世帯）の月次結果からは23年3月以降は実質消費支出もマイナスが続いているため、今後の消費動向については予断を許さない状況となっております。海外においてはアメリカでの銀行破綻や中国の景気不安などがあり、金融政策の相違などによる円安も長期化するなど、先行き不透明な状況が続いております。このような状況にはありますが、ミッションと真摯に向き合い、堅実な経営を行ってまいりました。

「北欧、暮らしの道具店」は、2022年9月18日に開店15周年を迎え、当店を訪れてくださるユーザーの皆様へ心からの感謝の気持ちをこめて、15周年のさまざまな企画を用意し運営してまいりました。

15周年記念のコンテンツの配信や、D2Cドメインにおける15周年記念商品の展開、送料無料キャンペーンなどをきっかけに多くのユーザーが当店を訪れてくださり、オリジナルブランド「KURASHI & Trips PUBLISHING」の新作商品等が好評で、売上高は好調に推移しました。4月には報道番組『カンブリア宮殿』（テレビ東京系列）にて当社を特集いただき、放送後は大きな反響を呼びました。春夏アパレルをはじめとした人気の定番商品、コラボ商品を、これまで以上に多くの新規顧客、既存顧客の皆様にご購入いただける機会となりました。第4四半期にかけては、アパレルカテゴリにおける週末発売や豊富なサイズ展開、コスメカテゴリの育成等にも注力し、ユーザーの潜在的な需要に応える商品展開を行いました。

これらの取り組みやエンゲージメントチャンネルへの継続投資によって、エンゲージメントアカウント数は順調に増加し、公式スマートフォンアプリ（iOS/Android）は、当事業年度末日現在、累計約311万ダウンロードとなりました。当事業年度におけるアプリ経由の注文数は既に「北欧、暮らしの道具店」全体の約64%を占めております。

ブランドソリューションドメインでは、パナソニック「はやうま冷凍」搭載冷蔵庫、ワイヤレスイヤホン「ambie（アンビー）」、アクティブウェア「DANSKIN」等、新たなカテゴリにおけるお取り組みを行ったほか、La CASTA「アロマエステ シリーズ」、積水ハウス株式会社との新たなお取り組み等、新規顧客との新たなチャレンジと既存顧客からのリピート受注により案件数、売上高はともに堅調に推移しました。

以上の理由から、売上高についてはD2Cドメイン、ブランドソリューションドメインともに堅調に推移し6,060,836千円(前期比17.4%増)となりました。

売上総利益は2,628,041千円(前期比16.2%増)となり、公式スマートフォンアプリ(iOS/Android)ダウンロード訴求のための広告施策等の結果、販売費及び一般管理費を1,662,361千円(前期比17.1%増)計上したものの、営業利益は965,680千円(前期比14.7%増)、経常利益は968,145千円(前期比13.8%増)、当期純利益は695,339千円(前期比23.9%増)となりました。

今後もコンテンツを拡大し、「ひとさじの非日常 (Trips)」を「私たち」みたいな「誰か」に届けることを進めてまいります。

なお、当社は、ライフカルチャープラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は118,897千円であり、その主なものは、倉庫管理システム(WMS)及びそれに関連する物流設備であります。

当社は、D2Cドメインにおいて安定的でスケラブルな物流体制が不可欠と考えており、商品取扱量の増加に応じるべく物流設備への投資を計画しております。これにより、商品在庫数を物流が対応可能な業務量に合わせてコントロールする可能性を逡減させ、販売機会の喪失を防止することが可能となると考えております。

(3) 資金調達の状況

当社は、東京証券取引所グロース市場への株式上場に伴い、新株発行及び自己株式の処分並びにオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資を行い、1,267,730千円の資金を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

① 提供するコンテンツ、商品などの強化

当社は、「北欧、暮らしの道具店」に来店していただいたユーザーに、良質なコンテンツや商品を提供することを通して収益機会を得ております。お客様の本質的なニーズを捉えながら、提供するコンテンツの品質を高めるとともに映像コンテンツなど幅を広げる取り組みも継続しております。商品についても、オリジナル商品の企画力強化や新商品の開発に挑戦することで、商品とそれにまつわるユーザー体験をはじめとした提供する全てのコンテンツを通して、多くの人のフィットする暮らしづくりに貢献できるよう努めてまいります。

② 集客方法の強化

当社は、各種SNS、メルマガ、アプリといった様々な導線をつくり、それを活用することで効率的な集客を実現しております。既存チャンネルにおいて使用する広告素材（クリエイティブ）の改善などによる効率化をさらに進めるとともに、消費者の行動変化を見通しながら新たなチャンネルの開発にも取り組むことで、集客力の強化と効率性の維持に努めてまいります。

③ 有能な人材確保

ミッションを実現し、今後の健やかな成長を目指す上で、有能な人材の獲得が重要であると考えております。当社のミッションやビジョンに共感し、今後の事業に必要な能力や求める資質を有する人材を惹きつけられるように、外部ノウハウの活用にも積極的に取り組み、採用活動を強化することで中長期での企業価値向上に必要な適切な人材リソースの確保に努めてまいります。

④ ステークホルダーの期待に応えるコーポレート・ガバナンスの実現

事業の継続的な発展を実現させるためには各方面のステークホルダーの期待に応えられるよう、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であると認識しております。そのために、常にミッション及びビジョンを念頭に置きながら経営状況を捉え、ステークホルダーとの対話の機会を通じて、自らのガバナンス上の課題の有無を十分に把握した上で、適切に対応してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第14期 2020年7月期	第15期 2021年7月期	第16期 2022年7月期	第17期 (当事業年度) 2023年7月期
売 上 高	3,472,464 千円	4,532,154 千円	5,163,136 千円	6,060,836 千円
経 常 利 益	561,214 千円	797,311 千円	850,469 千円	968,145 千円
当 期 純 利 益	374,607 千円	570,990 千円	561,349 千円	695,339 千円
1株当たり当期純利益	58.53 円	89.22 円	87.71 円	94.81 円
総 資 産	1,993,789 千円	2,480,635 千円	2,987,236 千円	5,020,119 千円
純 資 産	1,182,238 千円	1,753,229 千円	2,314,578 千円	4,277,592 千円

- (注) 1. 当社は、2022年3月14日開催の取締役会決議により、2022年4月8日付で普通株式1株につき8,000株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。
2. 第16期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第16期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	内容
ライフカルチャー プラットフォーム事業	①D2Cドメイン 「北欧、暮らしの道具店」の提供している世界観に共感するユーザーに対し、暮らしにフィットする商品を販売しております。当社とユーザーとの間にはECモールやECプラットフォームが介在しておらず、自社サイトを通じて直接商品を提供しております。また、「北欧、暮らしの道具店」のライフカルチャーを表現する記事や動画等のコンテンツを、自社サイト、SNS等の多様なチャンネルから配信する、コンテンツパブリッシャーとしての側面も有しています。
	②ブランドソリューションドメイン 「北欧、暮らしの道具店」の強いブランドとコアな顧客基盤に加え、D2Cドメインのコンテンツパブリッシングで培った高い企画制作能力を活用し、クライアント企業のブランディング上の課題に対する総合的なマーケティング・ソリューションを提供する、ブランディングエージェンシーとしての事業ドメインです。

(8) 主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都国立市

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
87名	8名増	34.9歳	4.6年

(注) 従業員数は就業人員（契約社員を含む。）であり、産休等を含んでおります。臨時雇用者数（パート・アルバイトを含む。）は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2023年7月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	183,335 千円
株式会社群馬銀行	27,500 千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2022年8月5日をもって東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（2023年7月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 26,880,000株
(2) 発行済株式の総数 7,370,400株（自己株式46株を含む。）
(3) 株主数 2,899名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
青木 耕平	4,047,000 株	54.91 %
佐藤 友子	885,000 株	12.01 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	494,400 株	6.71 %
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	137,200 株	1.86 %
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	106,300 株	1.44 %
GOLDMAN SACHS & CO.REG	101,400 株	1.38 %
MSCO CUSTOMER SECURITIES	95,600 株	1.30 %
楽天証券株式会社	81,700 株	1.11 %
西 甲太郎	62,700 株	0.85 %
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	58,800 株	0.80 %

- (注) 1. 当社は、自己株式を46株保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を除いて計算し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2023年7月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	青木 耕平	(株)ミラティブ 取締役
取締役	佐藤 友子	ECメディア部部长
取締役	高山 達哉	事業開発部部长
取締役	山口 揚平	コーポレートプラットフォーム部部长 山口揚平公認会計士事務所 所长 BASE(株) 監査役 (株)リンクフォースマイル 取締役
取締役 (監査等委員)	市川 祐子	マーケットリバー(株) 代表取締役 (株)Stroly 取締役 ユアマイスター(株) 監査役 旭ダイヤモンド工業(株) 取締役
取締役 (監査等委員)	倉貫 義人	(株)ソニックガーデン 代表取締役 (株)イシュラン 取締役
取締役 (監査等委員)	寺田 有美子	アーカス総合法律事務所 パートナー NPO法人フィンランド式人材育成研究所 理事 (株)Osaka World Studio 代表取締役 (株)Stroly 監査役 (株)フジ医療器 取締役 (監査等委員) セグエグループ(株) 取締役 (監査等委員) (株)ロスゼロ 監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）市川祐子氏、倉貫義人氏、寺田有美子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）の市川祐子氏は、大手企業での長年のIRとしての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 山口揚平氏は、2022年10月31日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役（常勤監査等委員）を退任し、同日開催の定時株主総会において取締役に選任されております。
4. 当社は、監査等委員が取締役会以外の重要会議にも出席し情報収集するとともに、監査等委員の職務を補助するため、法務担当者や内部監査担当が監査等委員と情報共有・連携を密に取ることなど、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社は、取締役（監査等委員）市川祐子氏及び寺田有美子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

市川祐子氏、倉貫義人氏及び寺田有美子氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、前記「(1) 取締役の氏名等」に記載の取締役7名と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。補償の要否及びその範囲等について、職務の適正性が損なわれないようにするための措置として取締役会が判断を行うこととしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。

i. 基本報酬の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

前年度までの利益状況等を勘案し、個人ごとの貢献に応じて、株主総会で決議した報酬総額の範囲内で、取締役の個人別の月額固定報酬金額を決定するものとします。

- ii. 業績連動報酬等がある場合、その業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針
業績連動報酬等は採用していないため、当該方針はありません。
- iii. 非金銭報酬等がある場合、その内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針
非金銭報酬等は採用していないため、当該方針はありません。
- iv. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の割合の決定に関する方針
業績連動報酬等及び非金銭報酬等を採用していないため、当該方針はありません。
- v. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針
月額固定報酬は在任期間中毎月定期的に支払う。

② 取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、各取締役に期待される役割と責任を考慮し、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が基本方針に基づき作成した報酬案を監査等委員会が確認し監査等委員会の同意を得た上で最終決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の金銭報酬の額は、2020年10月30日開催の第14回定時株主総会において年額300百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は3名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年10月28日開催の第15回定時株主総会において年額25百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額の決定に際して、定時株主総会後の取締役会にて、代表取締役社長青木耕平に対し、当期の各取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する報酬及び賞与額の決定を、株主総会で承認いただいた報酬限度額の年額の範囲内で決定することを一任しております。これらの権限を代表取締役に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社において最も把握しているためであります。代表取締役社長は、各取締役（監査等委員であるものを除く。）の職責、業務執行状況及び監査等委員会の答申を踏まえ決定いたします。

なお、当社は2022年7月に指名・報酬委員会を設置しており、代表取締役社長による決定が適切に行われるようにするため、代表取締役社長が当該決定を行うにあたっては、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会に原案を諮問し、答申を得た上で当該答申を尊重して決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬の額は、監査等委員の協議により決定することとしております。

⑤ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員であるものを除く。) (社外取締役を除く。)	77,518	77,518	—	—	4
社外取締役 (監査等委員であるものを除く。)	—	—	—	—	—
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く。)	—	—	—	—	—
社外取締役 (監査等委員)	17,700	17,700	—	—	4

(注) 取締役のうち1名は、2022年10月31日開催の定時株主総会終結の時をもって監査等委員である社外取締役を退任した後、新たに取締役に就任したため、支給額及び員数については、監査等委員在任期間分は社外取締役 (監査等委員) に、取締役在任期間分は取締役 (監査等委員であるものを除く。) に含めて記載しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
市川 祐子	取締役 (監査等委員)	マーケットリバー(株) 代表取締役 株Stroly 取締役 ユアマイスター(株) 監査役 旭ダイヤモンド工業(株) 取締役
倉貫 義人	取締役 (監査等委員)	(株)ソニックガーデン 代表取締役 (株)イシュラン 取締役
寺田 有美子	取締役 (監査等委員)	アーカス総合法律事務所 パートナー NPO法人フィンランド式人材育成研究所 理事 (株)Osaka World Studio 代表取締役 (株)Stroly 監査役 (株)フジ医療器 取締役 (監査等委員) セグエグループ(株) 取締役 (監査等委員) (株)ロスゼロ 監査役

(注) 各取締役 (監査等委員) の兼職先と当社との間に取引上の特段の関係はありません。

- ② 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	取締役会等における発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 市川 祐子	13回／13回 (出席率 100%)	14回／14回 (出席率 100%)	IR分野に関する豊富な経験と幅広い知見に基づき、投資家などステークホルダーの視点から取締役会等においてガバナンス体制の適正性・妥当性を確保するための発言を行っており、多様な観点からのリスク評価や経営方針に関する監督、助言など社外取締役に期待される役割・職務を果たしております。
取締役 (監査等委員) 倉貫 義人	13回／13回 (出席率 100%)	14回／14回 (出席率 100%)	会社経営及び情報セキュリティを含むIT分野に関する豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会等において成長戦略やIT戦略に関する発言を行っており、業務執行全般やITガバナンスに関する監督、助言など社外取締役に期待される役割・職務を果たしております。
取締役 (監査等委員) 寺田 有美子	10回／10回 (出席率 100%)	10回／10回 (出席率 100%)	弁護士としての豊富な実務経験、豊富な社外取締役や社外監査役等の経験を持ち、これらに基づく高い見識のもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。
2. 寺田有美子氏は2022年10月31日（第16回定時株主総会開催日）に就任したため、出席対象となる取締役会及び監査等委員会の回数が異なっております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,500千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社の取締役は、ミッションやビジョンを含む経営方針に則った価値観に基づく行動を率先垂範し、当社において法令、定款及び企業倫理を遵守する土壌を育みます。
 - ② 取締役会規程をはじめとする社内諸規程を制定し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合するように担保します。
 - ③ リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを促すとともに、研修等を定期的実施することにより「コンプライアンス規程」等の周知徹底を行います。また、内部通報制度を確立し、不適切な行為の兆候もしくは不適切な行為を発見した場合に報告・相談できるルートを確保します。
 - ④ 内部監査を通じて定期的に各部門の業務監査を行い、体制の整備・運用状況を確認し、必要に応じて要改善・是正点について代表取締役に報告します。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社は、取締役の職務執行に係る情報について、法令、定款及び文書管理規程に基づき適切に保存及び管理します。
 - ② 取締役は、前項の情報をいつでも閲覧請求することができます。

- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

- (4) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務執行を効率的に行うため、取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要事項について機動的に意思決定を行います。
 - ② 取締役は、取締役会で決定した経営方針及び事業計画に基づき効率的な職務執行を行い、その進捗状況を適宜に取締役会に報告します。
 - ③ 職務権限に関する規程を定め、取締役の職務執行の効率化を図ります。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 当社は、監査等委員会がその職務を補助すべきスタッフを置くことを求めた場合、必要な人員を配置します。
- ② 原則として監査等委員が補助スタッフに対し直接指揮命令を行うものとします。当該スタッフの人事評価、人事異動、懲戒処分等については、監査等委員会の同意を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとします。

(6) 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ① 当社の取締役及び従業員は、当社に重大な損害を与える事項や重大な法令・定款違反行為又は不正行為を発見したときは、速やかに当社監査等委員会に報告します。
- ② 当社監査等委員会は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明又は関係資料の提出を当社の取締役及び従業員に求めることができます。
- ③ 当社は、前2項に従い監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないように必要な措置を講ずるものとします。

(7) 当社の監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

- ① 監査等委員の職務の執行上必要と認められる費用について、その前払等の請求があるときは、当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じます。
- ② 監査等委員が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなどの費用は、監査費用として認めます。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、役員（代表取締役、業務執行担当取締役）と定期的なミーティングを開催し、適切な意思疎通を行い、効果的な監査業務の遂行を図ります。
- ② 監査等委員会は、取締役会のほか重要と思われる会議に出席し、監査等委員会から依頼された役員及び従業員は、事業活動における重要な決定や職務の執行状況について説明を行います。
- ③ 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当とコミュニケーションを図ることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めます。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役を筆頭として、全社的な統制活動及び各業務プロセスレベルの統制活動を整備し、その運用体制を構築します。
- ② 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行います。
- ③ 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保します。
- ④ 財務報告に係る内部統制の評価担当者は、当社の財務報告に係る内部統制について適時に監査を行い、是正や改善の必要があるときには、被監査部署に是正・改善を求め、被監査部署は速やかにその対策を講じます。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力対策規程」を定め、当社の役員及び従業員に周知徹底します。
- ② 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備します。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 原則として月に1回開催の取締役会及び監査等委員会、四半期に1回開催のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、取締役及び使用人の職務の執行状況、リスク管理状況を確認しております。
- ② 取締役（監査等委員）は、取締役会及び監査等委員会への出席のほか、定期的にと取締役、会計監査人、内部監査担当等と協議の場を設け、情報収集・情報交換を行っており、常勤監査等委員はリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に出席して随時重要事項の報告を受けております。
- ③ 内部監査実施者は、年間の監査計画に基づき、各部署において法令及び社内規程に従い業務が適切に行われるよう内部監査を実施し、監査結果は代表取締役へ報告しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社ではTSR（株主総利回り）を重視した株主還元を行う方針とし、安定した経営に必要なキャッシュポジションの観点から還元可否及び還元規模の判断を行ってまいります。また、投資局面においては投資を優先する必要から、株主還元、成長投資、内部留保による財務基盤の強化のバランスを図った配分を行うため、配当原資は利益ではなくFCF（フリーキャッシュフロー）を基準とし、当面は、FCFの50%を上限といたします。

剰余金の配当を行う場合は、期末配当が基本方針ではありますが、基準日については期末配当だけでなく中間配当についても定款に定めております。これらの剰余金の配当等の決定機関は取締役会であります。なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。

この方針に基づき、当事業年度におきましては、2023年9月14日開催の取締役会において、1株当たり45円の期末配当を決議しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,829,240	流動負債	589,750
現金及び預金	4,336,738	買掛金	108,700
売掛金	159,915	1年内返済予定の長期借入金	63,332
商品	271,337	未払金	161,199
仕掛品	744	未払費用	22,376
前渡金	11,693	預り金	30,251
前払費用	34,110	未払法人税等	156,311
その他の	14,698	未払消費税等	46,752
		その他の	825
固定資産	190,879	固定負債	152,777
有形固定資産	62,920	長期借入金	152,777
建物	20,757	負債合計	742,527
機械及び装置	5,718	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	31,361	株主資本	4,277,592
建設仮勘定	5,082	資本金	432,841
無形固定資産	74,111	資本剰余金	842,889
ソフトウェア	66,942	資本準備金	561,541
商標権	7,169	その他資本剰余金	281,348
投資その他の資産	53,847	利益剰余金	3,001,918
敷金	35,247	その他利益剰余金	3,001,918
長期前払費用	2,148	繰越利益剰余金	3,001,918
繰延税金資産	10,801	自己株式	△56
その他の	5,650	純資産合計	4,277,592
資産合計	5,020,119	負債・純資産合計	5,020,119

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年8月1日から
2023年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,060,836
売上原価	3,432,794
売上総利益	2,628,041
販売費及び一般管理費	1,662,361
営業利益	965,680
営業外収益	
受取利息及び配当金	35
配信料収入	17,497
その他	1,576
営業外費用	
支払利息	1,063
上場関連費用	15,542
その他	36
経常利益	968,145
税引前当期純利益	968,145
法人税、住民税及び事業税	270,686
法人税等調整額	2,119
当期純利益	695,339

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年8月1日から
2023年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当期首残高	8,000	136,700	—	136,700
事業年度中の変動額				
新株の発行	424,841	424,841		424,841
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			281,348	281,348
事業年度中の変動額合計	424,841	424,841	281,348	706,189
当期末残高	432,841	561,541	281,348	842,889

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	2,306,578	2,306,578	△136,700	2,314,578	2,314,578
事業年度中の変動額					
新株の発行				849,682	849,682
当期純利益	695,339	695,339		695,339	695,339
自己株式の取得			△56	△56	△56
自己株式の処分			136,700	418,048	418,048
事業年度中の変動額合計	695,339	695,339	136,643	1,963,013	1,963,013
当期末残高	3,001,918	3,001,918	△56	4,277,592	4,277,592

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商	品	……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）	
仕	掛	品	……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	8～15年
機	械及び装置	12年
工	具、器具及び備品	4～15年

無形固定資産 ……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	3～5年（社内における利用可能期間）
商標権	10年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) D2Cドメイン

D2Cドメインでは、自社サイト「北欧、暮らしの道具店」を通じて商品を顧客へ販売し、収益を得ております。収益は、商品売上高と顧客から受け取る送料及び決済手数料等からなっておりますが、商品売上高がその大半を占めております。

商品の販売は、顧客へ引き渡した時点で所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が支配を獲得することにより当社の履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。

当社では、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、商品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が1～2日程度であるため、出荷時に収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う金額を控除した純額で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、決済代行業者を通じて別途定める支払条件により概ね1ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(2) ブランドソリューションドメイン

ブランドソリューションドメインでは、クライアント企業のブランドが「選ばれ続けるブランド」になるためのソリューションを提供し、多くのブランドを継続的に支援しております。主にクライアントのブランドや商品を「北欧、暮らしの道具店」サイト上で、当社の読み物や動画コンテンツの一つとして掲載し、収益を得ております。

制作した記事や動画等を掲載する履行義務を負っており、履行義務を充足する時点は、主として掲載期限を定めていないことから、制作した記事や動画等を「北欧、暮らしの道具店」サイトへ掲載した時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね2ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	10,801千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、企業会計上の資産・負債と税務上の資産・負債との差額である一時差異等について税効果会計を適用し、繰延税金資産を算出しております。また、繰延税金資産は、将来の事業計画等に基づいた課税所得を合理的に見積り、回収可能性を検討し、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

将来の事業計画等に基づく課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があるため、将来の事象の仮定又は予測に変化が生じ、将来の課税所得に悪影響を及ぼすことが見込まれることとなった場合には、繰延税金資産の金額に重要な影響が生じる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 27,512千円

損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 7,370,400株
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 46株
3. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額等
該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年9月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	331,665千円	45円	2023年 7月31日	2023年 10月30日

4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産	
減価償却超過額	84千円
一括償却資産償却超過額	2,071 //
長期前払費用	1,878 //
資産除去債務	1,358 //
未払事業税	6,815 //
その他	307 //
繰延税金資産合計	<u>12,516千円</u>
繰延税金負債	
保険積立金	<u>1,714 //</u>
繰延税金負債合計	<u>1,714 //</u>
繰延税金資産純額	<u>10,801千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0%
住民税均等割	0.2%
賃上げ・投資促進税制	△2.7%
その他	<u>△0.0%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>28.2%</u>

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び預り金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は運転資金に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、コーポレートプラットフォーム部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち82.3%が特定の大口決済代行事業者に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	35,247	34,543	△703
資産計	35,247	34,543	△703
長期借入金	216,109	216,041	△67
負債計	216,109	216,041	△67

※ 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「預り金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※ 2. 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,336,738	—	—	—
売掛金	159,915	—	—	—
合計	4,496,654	—	—	—

※ 敷金については、現時点において償還予定日が確定していないため、記載をしておりません。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	63,332	49,434	39,996	36,663	26,684	—
合計	63,332	49,434	39,996	36,663	26,684	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	34,543	—	34,543
資産計	—	34,543	—	34,543
長期借入金	—	216,041	—	216,041
負債計	—	216,041	—	216,041

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

回収可能性を反映した将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度
D2Cドメイン	5,851,254
ブランドソリューションドメイン	209,582
顧客との契約から生じる収益	6,060,836

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	157,663	159,915
契約負債	3,850	825

契約負債は、顧客からの前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。また、期首時点の契約負債3,850千円は当事業年度の収益として計上されております。

(2) 残余履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	580円38銭
1株当たり当期純利益	94円81銭

重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2023年6月23日開催の取締役会において、2023年8月1日に子会社を設立するとともに、当該子会社を通じて株式会社ステイト・オブ・マインドが運営するアパレルブランド「foufou」事業を、吸収分割により承継する会社の全株式を取得し、子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

なお、本件は、株式会社ステイト・オブ・マインドが新たに設立する100%子会社に対して、吸収分割の手法によりfoufou事業を承継させ、当社が新たに設立する子会社が対象会社の株式の全てを譲り受けることにより、実施いたしました。

1 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社foufou

事業の内容：アパレルD2Cブランド「foufou」事業

(2) 企業結合を行う主な理由

当社は、「北欧、暮らしの道具店」を通じてライフカルチャープラットフォーム事業を展開して、ビジネスラインとしてD2Cドメインとブランドソリューションドメインを有しております。SNSなどのエンゲージメントチャネルを通じて直接ユーザーと結びつき、コンテンツを通して接点を持ち、関係性を深めていくことによってできる顧客基盤やブランドイメージなどの土台の上でビジネスを展開するというモデルは、他のD2Cブランドとも共通点があり、当社のノウハウを活用することの可能性について検討をしておりました。

株式会社ステイト・オブ・マインドが運営するfoufou事業は、デザイナーのマール・コウサカ氏が立ち上げたD2Cのアパレルブランドであり、「健康的な消費のために」というコンセプトのもとマール・コウサカ氏がデザインした洋服やアパレル雑貨を販売するプロダクトブランドとして地位を確立してきています。また、「foufou」の世界観を表現するコンテンツを各種SNSで発信し、ユーザーのエンゲージメントを最大化し、購入・リピート化というモデルは規模は違うものの当社のライフカルチャープラットフォームと共通する点があります。強いプロダクトブランドである「foufou」と当社の培ってきたマーケティングや効率的な事業運営などに関するノウハウの活用により、より多くの方に「foufou」の魅力を届けることができるようになり、より多くの方の「フィットする暮らし」づくりに貢献できる可能性が広がると考えております。

本件取得によってグループ経営が始まりますが、子会社における財務規律の観点から子会社を設立することにしました。独立した会社としてfoufou事業を運営する責任を負いながら、自立的かつ機動的な意思決定ができる体制により企業価値向上を目指すとともに、健全なグループ経営管理にも繋がると考えております。

(3) 企業結合日

2023年8月1日（株式取得日）

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社foufou

(6) 取得する議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

設立する当社子会社が現金を対価として株式を取得することによるものであります。

2 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	300,000千円
取得原価		300,000千円

3 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザリー費用等 4,840千円

4 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びに主な内訳

現時点では確定しておりません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年9月21日

株式会社クラシコム
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 安 正

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉 本 和 芳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クラシコムの2022年8月1日から2023年7月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年8月1日から2023年7月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年9月26日

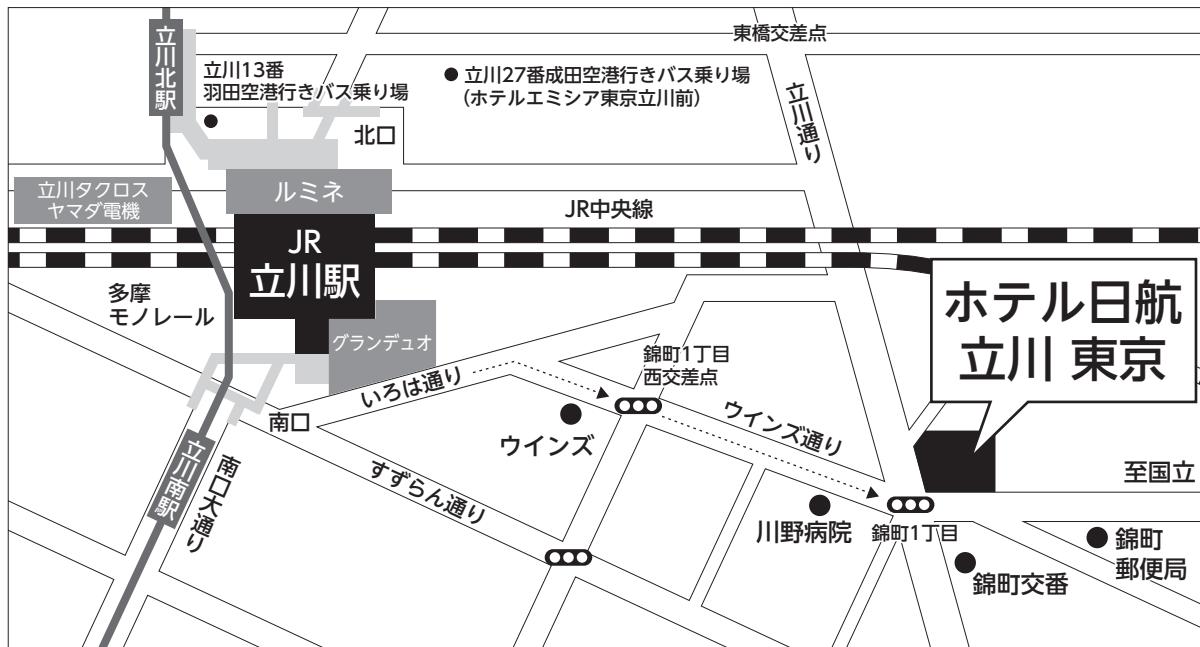
株式会社クラシコム	監査等委員会	
監査等委員	市川 祐子	㊟
監査等委員	倉貫 義人	㊟
監査等委員	寺田 有美子	㊟

(注) 監査等委員市川祐子、倉貫義人及び寺田有美子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都立川市錦町1丁目12-1
ホテル日航立川 東京 中宴会場コンチネンタル



(交通のご案内)

JR 立川駅南口から徒歩7分

多摩モノレール 立川南駅から徒歩8分

◎ 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。